

2022年6月16日

在学生の皆様

南山大学

学生部長 吉田敦

海外渡航を目的とした休学および長期休暇を利用した海外渡航の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行などを踏まえて、海外渡航を目的とした休学や長期休暇を利用した海外渡航については、外務省の海外危険情報および感染症危険情報がレベル1以下の国・地域でない限り、原則として渡航を禁止してきました。この取扱いについて、2022年5月26日に、外務省より一部地域について、感染症危険レベルの引き下げが行われたことに伴い、下記のとおり変更します。

海外渡航を希望する方は、下記の条件を参照し、指導教員に相談の上、学生課窓口にお越しください。なお、現在休学中の学生についても、海外渡航する際には手続きが必要となりますので、学生課にご連絡ください。

記

1. 取扱いの原則

感染症危険情報「レベル1」の国・地域への渡航の場合は、通常の手続き（誓約書の提出は必要）による休学および渡航を許可とする。感染症危険情報「レベル2または3」の国・地域への渡航の場合は、以下の①～⑥の渡航条件を満たし、その目的が大学、語学学校等への留学または研修の場合に限り渡航を許可する。なお、感染症危険情報の取扱いについては、提出書類（指定様式）の交付時の発出レベルを採用する。

2. 感染症危険情報「レベル2または3」の場合の渡航条件

- ① 学生およびその保証人（副保証人でも可）が、渡航に伴うリスクや本学の対応方針に係る説明会（オンデマンド）を視聴すること。
- ② 感染症危険情報レベル2以上の国・地域に渡航することのリスクを理解し、渡航によって生じるすべての責任を学生本人および保証人が負うことを誓約すること。
- ③ 渡航中の所属先、所属期間および緊急連絡先が明らかであること。
- ④ 渡航が認められた場合でも、本学からの帰国要請を受けた場合はそれに従うこと。また、その際の費用は学生本人の負担となることを理解していること。
- ⑤ 渡航先の国・地域または渡航中の所属先（受入機関等）が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を求めている場合、日本出国までに接種を完了すること。
- ⑥ 渡航中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険に加入すること。

3. 提出書類・提出期限

渡航先の感染症危険情報レベルに応じて、別紙の対応とする。

以上

【別紙】

いずれの場合も、事前に指導教員に相談の上、学生課で提出書類（指定様式）を受け取ること。

感染症危険情報レベル1の国・地域への渡航の場合

	提出書類	提出期限
海外渡航を目的とした休学	①休学願 ②保証人の理由書 ③誓約書 ④所在連絡票 (以上、指定様式)	第3クォーター休学の場合 2022年9月15日(木) 第4クォーター休学の場合 2022年11月18日(金) 渡航日が休学期間よりも前となる場合は、渡航日の前日 (事務休業日を除く)を期限とする。
長期休暇を利用した海外渡航	①海外渡航届 ②誓約書 (以上、指定様式)	渡航日の前日(事務休業日を除く)

感染症危険情報レベル2・3の国・地域への渡航の場合

	提出書類	提出期限
海外渡航を目的とした休学	①休学願 ②保証人の理由書 ③誓約書 ④所在連絡票 (以上、指定様式) ⑤受入機関または仲介機関が発行する受入証明書等 ⑥海外旅行保険の加入を証明する書類	第3クォーター休学の場合 2022年8月24日(水) 第4クォーター休学の場合 2022年11月2日(水) 渡航日が休学期間よりも前となる場合は、渡航日の1ヵ月前を期限とする。
長期休暇を利用した海外渡航	①海外渡航届 ②誓約書 (以上、指定様式) ③受入機関または仲介機関が発行する受入証明書等 ④海外旅行保険の加入を証明する書類	渡航日の1ヵ月前を期限とする。

以上